1．⑵②カを次のとおり改める。

カ　千葉東金道路における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

					千葉東
				大宮	77.778
			高田	77.778	151.852
		中野	77.778	151.852	225.926
	山田	77.778	151.852	225.926	300.000
東金	—	77.778	151.852	225.926	300.000

普通車

					千葉東
				大宮	97.223
			高田	97.223	189.815
		中野	97.223	189.815	282.408
	山田	97.223	189.815	282.408	375.000
東金	—	97.223	189.815	282.408	375.000

中型車

					千葉東
				大宮	116.667
			高田	116.667	227.778
		中野	116.667	227.778	338.889
	山田	116.667	227.778	338.889	450.000
東金	—	116.667	227.778	338.889	450.000

大型車

					千葉東
				大宮	160.417
			高田	160.417	313.195
		中野	160.417	313.195	465.973
	山田	160.417	313.195	465.973	618.750
東金	—	160.417	313.195	465.973	618.750

特大車

					千葉東
				大宮	267.362
			高田	267.362	521.991
		中野	267.362	521.991	776.621
	山田	267.362	521.991	776.621	1,031.250
東金	—	267.362	521.991	776.621	1,031.250

1．⑵②ソからネを次のとおり改める。

ソ　東京湾アクアラインにおける１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	2,285.715	2,857.143	3,428.572	4,714.286	7,857.143

ただし、ＥＴＣ車については、平成26年４月１日から平成36年３月31日まで、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金	1,455.848	1,782.310	2,108.772	2,843.312	4,638.853

ツ　東京湾アクアライン連絡道における各インターチェンジ相互間の１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

軽自動車等

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	95.239
木更津金田	142.858	238.096

普通車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	142.858	285.715

中型車

		木更津西ジャンクション
	袖ヶ浦	142.858
木更津金田	190.477	333.334